



市
民
憲
章

- 水と緑と土のにおいがいっぱいの住みよいあびこにします
 - 心と体をきたえ 生き生きと働き伸びゆくあびこにします
 - 老人を大切にし 子どもの夢を育て 幸せなあびこにします
 - ふるさとを愛し 文化を高め 豊かなあびこにします
 - みんなで話しあい きまりを守り 明るいあびこにします
- 昭和56(1981)年1月15日制定

あびっ子クラブの整備を進めています



あびっ子クラブは、「地域で子どもを育てる」「子ども達が安全・安心して遊べる」を基本に、子ども達が放課後や長期休業期間に安心して自由に過ごせる場です。

子ども達の放課後の居場所づくりや、保護者への子育て支援の一環として、市内の全ての小学校への設置を目指し、検討を行っています。

今号では、あびっ子クラブの整備や今後の計画・方針についてお知らせします。

☎ 子ども支援課・内線449、447



我孫子市長 星野 順一郎

子育てしやすい環境づくりを
目指します

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まり、運用基準等が学童保育室で新たに設けられ、認定こども園、保育園では変更されます。この制度改正により、現状の学童保育室施設では来年度以降、今までのような児童の受け入れが困難になります。

そこで市では、学童保育室の定員を超えても入室審査基準の条件を満たしている児童は4年生まで全て受け入れるほか、今号でお知らせしたようなあびっ子クラブの整備・拡充を進め、子育てしやすい環境づくりを目指していきます。また、幼稚園での児童の受け入れも検討しており、より一層子どもたちの安全や働く保護者の支援を行っていきます。

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします



子ども・子育て支援新制度とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」とその関連法の改正に基づき、子どもの教育・保育、子育て支援を総合的に進める新しい仕組みです。この制度が始まることに伴い、学童保育室などの申込時期や審査基準などが変更されます。

☎ 子ども支援課・内線449、497

学童保育の申請時期が早まります

平成27年4月1日と16日入室で、通年利用する方は、11月17日(月)～12月16日(火)受付です。就労証明書(平成27年申請用)は提出期日までにそろえるよう準備してください。※書類がそろっていないもの、期間終了後の申し込みについては、審査対象になりません。申込方法について詳しくは、各学童保育室または広報あびこ11月16日号をご覧ください。

学童保育の申請書が変わります(申し込みは新様式で)

申請書(各学童保育室・子ども支援課に用意。市ホームページからもダウンロード可)に必要事項を記入し、「就労証明書」または「家庭で保育することが出来ないことを証する書類」などを添え、申請期限内に各学童保育室または子ども支援課へ持参してください。

学童保育の入室審査基準が変わります

市がこれまで独自で行ってきた学童保育室の運営および入室基準を見直します。来年度からは入室審査基準に基づき、通年利用で、かつ優先度の高い児童から入室できます。※入室審査基準の条件を満たしている児童は、定員を超えても4年生まで受け入れます。5・6年生については、定員を超えている場合、入室できない場合があります。

〈入室審査の主な項目〉

- ・保護者などが家庭で児童を保育できない内容(就労・就学、疾病、産休、介護・看護など)
- ・配慮する事項(学年、ひとり親家庭、障害の有無、同居者の有無)ほか

認定こども園・幼稚園・保育園の申し込みは2面

平成27年度は3校にあびっ子クラブの設置を目指します

平成27年度は、6月に我孫子第二小学校、9月に我孫子第四小学校に設置します。高野山小学校は、27年度内の設置を目指します。

長期休業期間中は午前9時から開室します

夏休みなどに大幅に増える学童保育短期利用者の緩和策として、来年度から長期休業期間中(土曜日除く)のあびっ子クラブの開室時間を午前9時に早めます。

布佐地区で他校のあびっ子クラブの利用を行います

来年度から長期休業期間中(土曜日を除く)のみ、布佐小学校の児童は布佐南小あびっ子クラブを利用できるようになります(新1年生は夏休みから利用できます)。



市内全ての小学校にあびっ子クラブの設置を目指します

湖北小学校・新木小学校・布佐小学校は、設置に向け検討を進め、平成31年度までの設置を目指します。

ゆるキャラグランプリ2014に投票しよう!

全国のご当地キャラクターの人気投票「ゆるキャラグランプリ2014」に、我孫子市から「手賀沼のうなぎちゃん」と「ふさだ だしお」が参加しています。

1メールアドレスにつき、1日1回投票でき、投票締切は10月20日(月)午後6時です。皆さんの温かい応援をよろしくお願いいたします!

☎ 商業観光課 ☎7185-1475

☎ http://www.yurugp.jp/

